

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【障害者施策全般に関する要求項目】

1. 2027 年の障害福祉サービスの省令・報酬改定に向けて

2024 年の改定は、生活介護の時間単価導入や、グループホームの単価の切り下げなど、障害者の地域自立に大きな影響を与えている。また既に昨年 11 月に財政審から出された建議では、昨年生活介護と同じように、就労継続支援 B 型について「時間単位の報酬体系」への変更、グループホームについて「サービスの公平・適正な提供のための、総量規制」など、改定の方向が示されている。

改めて昨年の報酬改定について、府の認識を明らかにすること。また再来年に迫った次の報酬改定に向け、悪徳な事業者への対応、また生活の質と必要となる支援体制等をきめ細かく分析し、障害の程度種別に関わらず、すべての障害者の地域における自立生活が質・量とも決して低下しないよう、国に強く求めること。

（回答）

- 令和 6 年度の報酬改定では、障がい者が希望する地域生活の実現に向け、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、各サービスの質等に応じた報酬・基準の見直しが行われたものと認識しています。
- 大阪府においては、報酬改定に伴う課題等について、様々な機会を通じ、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からのご意見を踏まえ、制度の改善等について、必要に応じて、国へ要望してきたところです。
- 今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

1. 障害者の入院時の問題

- (1) この間、全病院に対して院内での重度訪問介護や入院時コミュニケーションサポートの利用の勧奨や不適切な対応を行わないよう障害の理解を進める取り組みが一定進められてきているが、まだ、現場のスタッフにまで届いていない状況が見受けられる。府内の医療機関及び障害福祉相談支援事業者等に対して医療と福祉の連携を推し進めるよう更なる周知と啓発を図ること。

(回答)

- 大阪府では、障がい者の方が身近な地域で安心して医療を受けられる仕組みづくりに取り組む「障がい者地域医療ネットワーク推進事業」を実施しております。
- これまで、この事業において、障がいの特性及びその状況に応じて外来や入院別の配慮内容を記載した「医療機関等における障がい者配慮ハンドブック」を作成し、府内の医療機関等に周知したところです。
また、昨年度は「障がい児者の入院時の障がいへの理解と合理的配慮に係る啓発チラシ」を一部改訂し、府ホームページに掲載するとともに府内の医療機関等に周知したところです。
- また、毎年、医療や福祉関係者を対象とした、脊髄損傷や脳性まひによる障がいのある方への理解を深めていただくことを目的とした研修会も開催しており、今年度も開催予定です。
- 今後も引き続き、障がい者の方が身近な地域をはじめとして、安心して医療機関を受診していただけるよう、医療機関や福祉・保健関係機関に従事する方々に対して、障がいの理解を深めていただけるよう周知、啓発するとともに、障がい福祉サービス事業者等に対して、制度の周知等に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

1. 障害者の入院時の問題

- (1) この間、全病院に対して院内での重度訪問介護や入院時コミュニケーションサポートの利用の勧奨や不適切な対応を行わないよう障害の理解を進める取り組みが一定進められてきているが、まだ、現場のスタッフにまで届いていない状況が見受けられる。府内の医療機関及び障害福祉相談支援事業者等に対して医療と福祉の連携を推し進めるよう更なる周知と啓発を図ること。

（回答）

- 医療機関に対しては、医師会をはじめ医療関係団体を通じ、特別なコミュニケーション支援が必要な障がい児者に対する医療機関における対応が適切に行われるよう周知しております。
- 加えて、保健所が実施する立入検査の機会を活用し、啓発チラシ『全ての障がい児者が安心して入院できるために』の配付や、合理的配慮の提供の義務化等を定めた改正障害者差別解消法の医療関係事業者向けガイドライン等について、周知しております。
- 引き続き、医療機関に対する周知に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

2. 通勤・勤務・通学の保障について

(1) 「雇用と福祉の連携による障害者就業支援」について、利用を希望する障害者が速やかに利用できるよう、早急に制度実施するよう全市町村に働きかけること。

また実施市によっては高額な利用料や「勤務先と介護事業所が同一法人である場合は利用できない」等の制限問題が生じていることから、国の助言を引き出すことも含め、当該市に早急に是正するよう強く働きかけるとともにこれらの不適切な制度設計が広まらないよう注意を払うこと。

（回答）

○ 本事業については、令和3年度に国において、地域生活支援促進事業として個別事業化されているところであり、今後ともサービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう市町村に働きかけてまいります。

○ なお、本事業の実施主体は市町村であるため、支援の要件等については、市町村の判断によるところとされております。

○ また、大阪府としては、重度障がい者等の就労中における介助については、本来ナショナルミニマムで実施する性質のものであり、自治体に過度な負担が生じることのないよう全国一律の制度として法定給付化されることが望ましいと考えられるため、財源は国の責任において確実に措置するよう、引き続き国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

2. 通勤・勤務・通学の保障について

(2) 大学修学支援について、国に対して、報酬改善など重度訪問介護に近づけるように要望すること。そして、入学時からスムーズに利用するために、府市の障害福祉と教育部局が連携して、高校在学中の進路指導の段階から利用希望者を把握し、本人並びに障害福祉相談事業者等が事前準備を円滑に行うように本制度について関係者に周知啓発を進めること。

（回答）

- 「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は、大学等が、本事業の対象者の修学にかかる支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものとして、平成 30 年度より地域生活支援促進事業として設けられました。
- 本事業の国庫補助に係る基準額については、令和 4 年度に増額改定されたほか、今年度についても増額改定されたところです。
- 大阪府としては、今後とも、市町村に対し当該事業の周知をするとともに、支援学校や府内の高等学校等への周知も行っています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

3. 長時間介護の支給決定時間数の市町村格差、制限問題

- (1) 国が労基法令に基づいて示した「労働時間として取り扱わなければならない手待時間も報酬の対象とすべき」という通知、そして重度訪問介護には「見守り」がサービスとして位置づけられていること（市町村判断ではないこと）について引き続き府内市町村に対して注意喚起し、見守りなどの手待時間の時間数も、必ず支給決定するよう強く働きかけること。

（回答）

- 国通知「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1」の問40の回答の中で、「夜勤を行う夜間支援従事者には、労働基準法第34条の規定に基づき、適切な休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないが、当該夜間支援従事者が夜間及び深夜の時間帯に休憩時間を取得する場合であっても、実態としてその配置されている共同生活住居内で休憩時間を過ごす場合は、夜間支援等体制加算（1）の算定に当たっては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものと取り扱って差し支えない」とされており、重度訪問介護についても、問40を参考に、適切に夜勤者の休憩時間の確保を行うこととされています。
- なお、同通知において、実作業は発生しておらず仮眠などを取っている時間であっても、事業所内に待機し、緊急の場合などで作業が発生した場合には対応することとされている時間（いわゆる「手待時間」）は、労働から離れることを保障されているとは言えないため、休憩時間には当たらず、労働時間として取り扱わなければならないこと等としています。
- 大阪府においては、夜間支援等について、国通知を踏まえ、引き続き適切な支給決定を行うよう市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

3. 長時間介護の支給決定時間数の市町村格差、制限問題

(2) 重度障害、強度行動障害、医療的ケア、重度心身障害のケースに対して、どの市町村でも適切に支給決定されるよう、市町村に具体例を示して強く働きかけること。とりわけ強度行動障害のある人等については、一人暮らしを希望する場合に可能となるように、個別対応や見守り等で必要な時間数を保障するよう働きかけること。

（回答）

○ 国通知「介護給付費等の支給決定等について」において、市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当であるとされていますが、一方で、個々の障がい者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合も想定されることから、市町村はあらかじめ「非定型」の判断基準等を定めておくことが望ましいとされています。

○ 大阪府においては、各市町村でそれぞれの障がい状況をふまえ適切に支給決定されるよう、国通知及び「厚生労働大臣が定める要件（平成 18 年厚生労働省告示第 546 号）」等を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう通知しており、引き続き市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

4. 介護保険との併給課題

- (1) 介護保険の併給に際して、国通知に基づき「介護保険併給によってサービスの引き下がりや、通所先の変更を強制される等の不都合を生じてはならないこと」を全ての市町村に徹底し、正しいルール作りを確実に促進していくために、遅れている市町村に対する強い働きかけを行うこと

また、併給トラブルの未然防止に向け、適切な非定型協議を積極的に活用することや介護保険関係者と障害福祉関係者が適切なケアプラン作成まで確実に理解できるよう介護保険事業者（＝ケアマネージャー）、相談支援事業者（＝相談支援専門員）に対する研修を具体的な事例を挙げて更に強化すること。

（回答）

- 国事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。

また、「市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。」とされています。

さらに、「障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することとも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい」とされています。

- 大阪府においては、従前より国の適用関係通知等を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護

保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、研修等を通じて助言を行っておりますが、引き続き市町村に対しても働きかけてまいります。

- 相談支援従事者と介護支援専門員との連携について、研修のニーズが高いことから、令和5年度の相談支援従事者向けの専門コース別研修に、「介護支援専門員との連携コース」を新たに追加し、実施したところです。
- 今年度も相談支援専門員と介護支援専門員との連携促進を図るための同研修の実施を予定しており、昨年度の研修内容を精査し、現場のニーズを踏まえた研修体制を強化してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 高齢介護室 介護支援課

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

5. 移動支援の基盤整備と各市町村での利用制限の見直しに向けた働きかけ。

(1) 移動支援サービスは、介護給付との報酬のあまりにも大きな格差によって今、危機的状況となっています。抜本的な改善を図るために国に対して義務的経費化や「地域生活支援事業費」の実態に対応した拡充など積極的な政策提起を行うとともに、大阪府として、格差解消、サービス提供基盤の確保に向け、市町村と協力して改善していくよう大阪府として取り組むこと。

（回答）

○ 介護給付との報酬格差により、移動支援事業に従事するガイドヘルパーが不足しているという現状は認識しております。

○ 府として、国に対して、移動支援事業に従事する人材の確保に繋がるよう、市町村が障がい福祉サービスの処遇改善加算に相当する報酬引き上げを実施した場合はその負担分を国庫補助対象とするなどの要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

5. 移動支援の基盤整備と各市町村での利用制限の見直しに向けた働きかけ。

(2) 利用者の切実なニーズを無視した不当な制限をしている市町村がまだまだ多く残っています。このサービスを守り、発展させていくために市町村格差のある下記課題について、府として文書で改正を促すための「好事例」を示し、市町村に早急な是正を働きかけること。

「施設入所者の移動支援利用拡充」「日中活動前後の通院等以外の利用（三角形ルール）」「移動支援での中抜き問題」「移動支援での通院の利用（グルホ月3回以上対応含む）」「通学の取扱い（通年長期の柔軟な解釈）」「自転車での併走」など。

(回答)

- 地域生活支援事業は、「事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業」とされています。しかしながら、必ずしも利用者の状況に応じた柔軟な対応が行われていないことは問題であると認識しております。
- 市町村に対しては、引き続き、事業の目的に沿った利用者主体のよりよい制度となるよう、市町村担当者説明会等において柔軟な運用の検討を働きかけてまいります。
- また、令和6年度に大阪府が実施した市町村の運用状況の調査結果については、市町村に情報提供するとともに、併せて好事例も示してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

6. 盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について

(2) まだまだホームヘルプや相談支援の利用は少なく、高齢の親との同居も多いことから、親の体調変化等によっては緊急対応が求められることも懸念される。府で作成した「盲ろう者支援の啓発チラシ」を活用し、市町村を通じて事業者への周知啓発を一層進めるとともに、友の会等と連携して個々の盲ろう者にアプローチし、支援事業所につなげていく仕組みを作ること。

（回答）

- 盲ろう者のホームヘルプ利用が進むよう、居宅介護等を行う障がい福祉サービス事業者に、集団指導などあらゆる機会を通じて、引き続き、周知を行ってまいります。
- 今年度、市町村へ相談支援従事者初任者研修の周知の際に、府で作成した「盲ろう者支援の啓発チラシ」の相談支援事業所への周知を依頼したところです。
- 引き続き、市町村を通じて相談支援事業所へ周知、啓発するとともに、支援を必要とする障がい者に必要な情報が提供されるよう市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課
 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

6. 盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について

(3) 高齢化に伴い増加している事故・ヒヤリハット事例を元に、その未然防止のための現任研修を強化するとともに、土日も含め通介の稼働時間中の緊急連絡が可能な携帯電話等の連絡先を設け、的確に対応する仕組みを早急に作ること。

（回答）

- 安心・安全な通訳・介助の実施に向け、盲ろう者通訳・介助者に対して、事故が発生した場合は、事故報告書等の提出を求め、報告を受けた事例については、対応策を含め全ての通訳・介助者へ情報提供しております。
- 令和5年度からは、ひやりはっと報告書と事故報告書を分けることで報告すべき内容を分かりやすくし、より一層管理を徹底するとともに、研修等を通じて通訳・介助者に共有することで事故防止に努めております。
- また、今年度は、現任研修に当事者講師による事故防止などに関する講義や、個人情報・合理的配慮に関する内容を追加するなど、現任研修の強化を図っております。
- 通訳・介助中の緊急時の対応については、連絡先等対応の流れをまとめたものを、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの指定管理者において作成中です。作成した対応表には、平日夜間・土日も含め報告を受けることが可能な連絡先も記入予定です。年度内の運用開始となるよう、引き続き、指定管理者と調整してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課